第2期 瀬戸内市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月瀬戸内市

はじめに



我が国は、出生数の減少傾向が続いており、国や自治体による子どもが健やかに生まれ、育成される環境整備のための施策、事業主による雇用環境整備の取組などが進められてきましたが、少子化に歯止めがかからない、厳しい状況にあります。

このような中、国においては、子どもの育ちと子育てを行政や地域社会をはじめ、社会全体で支援する新しい支え合いの仕組みの構築が必要であるとの観点から、「子ども・子育て関連3法」を制定し、平成27年4月から施行しました。

本市においては、これまで、平成27年3月に策定し

た「瀬戸内市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、「子ども」を取り巻く「家庭」、「地域」を主体的役割として位置付け、福祉・保健・教育などの子育てに関わる部署が相互に連携し、子どもと子育てにやさしい社会の構築に向けた取組などを進めてまいりました。

このたび、これまで進めてきた取組を継承しつつ、社会情勢の変化を踏まえた見直しを 行うとともに、子ども・子育てを取り巻く様々なサービスを確保することを目的に、令和 6年度までの5年間を計画期間とする「第2期瀬戸内市子ども・子育て支援事業計画」を 策定いたしました。

今後は、この計画に基づき、家庭を築き、子どもを産み育てる人々の希望がかなえられるとともに、子育ての喜び、楽しさが感じられ、全ての子どもが健やかに成長できる「安心して子育てができるまち 瀬戸内市 みんなでしようや 子育て支援」を実現するため、関係機関・団体と一体となり、子育て支援・少子化対策事業を積極的に推進してまいります。皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、「瀬戸内市次世代育成支援対策推進協議会」の委員の皆様をはじめ、ニーズ調査やパブリックコメントなどを通じ、多くの市民の皆様方から貴重なご意見、ご提言をいただきましたことに対し、心から感謝申し上げます。

令和2年3月

瀬戸内市長 武 久 顕 也

目 次

| 第 | 1章 | 章 計画の策定にあたって | 1 |
|---|-----|-------------------------|----|
| | 1 | 計画策定の背景と趣旨 | 2 |
| | 2 | 計画の位置づけ | 3 |
| | 3 | 計画策定の経過 | 4 |
| | 4 | 計画の期間 | 4 |
| | 5 | 計画の対象 | 4 |
| 第 | 2章 | 章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題 | 5 |
| | 1 | 瀬戸内市の状況 | 6 |
| | 2 | 瀬戸内市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題 | |
| 第 | 3章 | 章 計画の基本理念、基本目標 | 30 |
| | 1 | 基本理念 | 31 |
| | 2 | 基本目標 | 31 |
| | 3 | 施策の体系 | 33 |
| 第 | 4 章 | 章 施策の展開 | 34 |
| | 1 | 妊娠・出産・子育てを切れ目なく支える環境づくり | 35 |
| | 2 | 子どもの健全育成のための環境づくり | 38 |
| | 3 | 仕事と子育てを両立できる環境づくり | 40 |
| | 4 | フ じょ かウス 仕知り べく か | 11 |

| 第 | 5 章 | む 教育・保育の量の見込みと確保方策、実施時期 | 44 |
|---|-----|--|----|
| | 1 | 教育・保育提供区域の設定 | |
| | 2 | 人口の見込み | 46 |
| | 3 | 教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育) | 47 |
| | 4 | 地域子ども・子育て支援事業 | 51 |
| 第 | 1 | 計画の推進 施策の実施状況の点検 国・県等との連携 | 64 |
| 資 | | 国・県寺との連携 | |
| | | | |
| | 1 | 瀬戸内市次世代育成支援対策推進協議会 | |
| | 2 | 策定経過 | 69 |



第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

本市は、平成27年3月に「瀬戸内市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、① 子育て家庭の支援、②子どもの健全育成、③子どもと母親の健康の確保、④学校教育・ 幼児教育の充実、⑤児童虐待防止対策の推進、⑥障がい児施策の推進、⑦安全・安心 なまちづくりという7つの項目を柱として、市の実情に応じた子育て支援策を進めて います。



また、市の最上位計画である「第 2 次瀬戸内市総合計画」においても、「安心して笑顔で子育てできるまち」、「働きながらでも安心して子育てできるまち」を基本施策として掲げており、子育て支援施策は市の重要施策に位置づけられています。

こうした中、我が国では急速な少子化の進行に加え、 児童虐待の増加や、経済的に困難な状況にある世帯の 増加などが大きな課題となっています。また、女性の 社会進出に伴う保育の需要の増加により、子ども・子 育て支援の質・量の不足、待機児童なども問題となっ ています。

このような状況に対応するため、国は平成 27 年の「子ども・子育て関連3法」の施行以降、「保育士確保プラン」、「子育て安心プラン」等の決定に基づき、保育に携わる人の人材育成や、保育士の処遇改善、保育の受け皿の整備などを進めています。また、「ニッポンー億総活躍プラン」(平成 28 年 6 月閣議決定)には、子育ての環境整備だけでなく、子育てが困難な状況にある家族・子ども等への配慮・対策の強化等も盛り込まれ、各種施策が進められています。

こうした背景を踏まえ、本市では、現行の「瀬戸内市子ども・子育て支援事業計画」に基づき進めてきた子ども・子育て支援を承継しながら、策定当初からの社会・経済情勢の変化に対応するために見直しを行い、「第2期瀬戸内市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。今後予測される課題や市民のニーズを踏まえ、教育・保育および地域子ども・子育て支援事業を提供する体制と、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境の整備に取り組みます。

2 計画の位置づけ

本計画は、国の「子育て安心プラン」、「新・放課後子ども総合プラン」等の計画や 方針を踏まえ、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援 事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条の「市町村行動計画」及び「子どもの貧 困対策の推進に関する法律」第9条の市町村計画として位置付けられます。

また、瀬戸内市第2次総合計画や子ども・子育てに関連する分野の部門別計画との整合・連携を図るとともに、地域福祉計画、健康増進計画・食育推進計画、障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画等をはじめとした、他の計画などとの整合を図ります。

[国]

子ども・子育て支援法 『子育て安心プラン』 (平成29年6月2日 策定)

『新・放課後子ども 総合プラン』

(平成30年9月14 日策定)



【岡山県】

『岡山いきいき子ど もプラン 2015』 (平成 27 年 3 月策定) 整合

整合

第2次瀬戸内市総合計画

瀬戸内市地域福祉計画

(社会福祉法第 107 条)



瀬戸内市子ども・子育て支援事業計画

(子ども・子育て支援法第61条)



- 総合保健計画(健康増進計画・食育推進計画)
- ・障がい者計画・障がい福祉計画・ 障がい児福祉計画
- · 高齢者福祉計画 · 介護保険事業計画
- こどもひろば基本計画
- その他関連計画

3 計画策定の経過

(1) 市民ニーズ調査の実施 • • • • • •

本計画を策定するための基礎資料を得るため、平成31年1月に「子育て支援に関するニーズ調査」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望等を把握しました。調査対象は、瀬戸内市在住の就学前児童(O歳~5歳)の保護者、小学生低学年児童(6歳~8歳)の保護者を対象(無作為抽出)として実施しました。

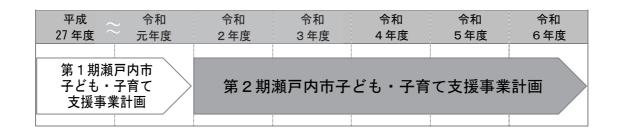
国から示された調査項目および集計方法に基づき実施し、潜在需要も含めて、ニーズ調査の結果の分析を行いました。

(2) パブリックコメントの実施・・・・・・

計画内容について、市民からの幅広い意見を収集するため、令和2年1月から2月まで、計画素案に対する意見募集を実施しました。

4 計画の期間

第2期計画は、第1期計画を引き継ぎ、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。



5 計画の対象

本計画の対象は、市内の全ての「子ども」(概ね 18 歳未満)とその家族を中心に、地域住民、事業主を対象とします。ただし、子ども・子育て支援事業については就学前の乳幼児、次世代育成支援対策推進法に基づく事業については学童期の子どもを主な対象とします。

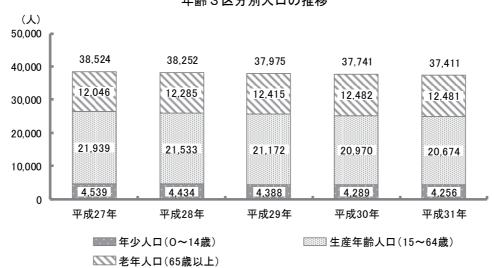
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

1 瀬戸内市の状況

(1) 人口の状況・・・・・・

① 年齢3区分別人口の推移

本市の人口推移をみると、総人口は年々減少し、平成31年で37,411人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口(0~14歳)、生産年齢人口(15~64歳)は減少しているのに対し、老年人口(65歳以上)は増加しており、少子高齢化が進んでいます。

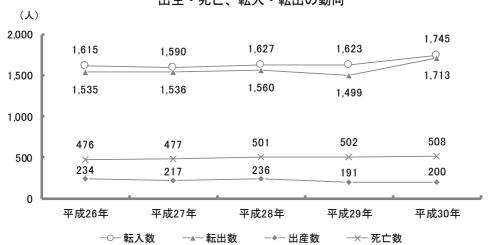


年齢3区分別人口の推移

資料:住民基本台帳(各年1月1日現在)

② 人口動態の推移

本市の人口動態について、自然増減(出生・死亡)は減少傾向ですが、社会増減では転入者数が転出者数を上回っており、毎年増加しています。



出生・死亡、転入・転出の動向

資料:住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査(総務省)

また、本市の特徴的な傾向として、O歳から2歳について、ある年度に生まれた子 どもの数が翌年度に増えていることから、市外で子どもが生まれた後に、市内へ転入 する場合が多いことがうかがえます。

0歳から5歳までの人口の増減

単位:人

| | H26→H27 | H27→H28 | H28→H29 | H29→H30 | H30→H31 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 0歳→1歳 | 17 | 14 | 18 | 22 | 20 |
| 1歳→2歳 | 20 | 0 | 16 | 8 | 16 |
| 2歳→3歳 | 26 | 19 | 18 | 8 | 8 |
| 3歳→4歳 | 12 | Δ1 | 4 | 4 | 2 |
| 4歳→5歳 | 2 | 8 | 3 | 2 | 8 |

資料:住民基本台帳(各年3月末現在)

② 年齢別就学前児童数の推移

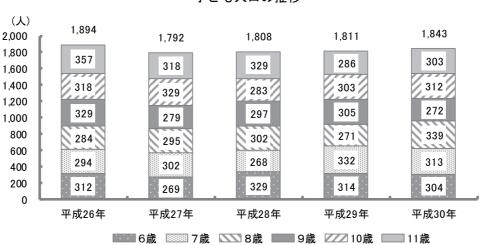
本市のO歳から5歳の子ども人口は平成26年以降減少しており、平成30年4月現在で1,508人となっています。

子ども人口の推移 (人) 1,641 1,800 1,601 1,594 1.571 1,508 1,600 325 261 307 305 1.400 277 1,200 323 299 302 🗸 275 260 1,000 303 287 256 271 262 800 238 254 600 277 252 264 400 232 238 238 256 247 200 224 238 225 221 198 0 平成26年 平成27年 平成28年 平成29年 平成30年 0歳 1歳 2歳 3歳 24歳 5歳

資料:住民基本台帳(各年3月末現在)

③ 年齢別就学児童数の推移

本市の6歳から11歳の子ども人口は平成26年以降減少しており、平成30年4月現在で1,843人となっています。



子ども人口の推移

資料:住民基本台帳(各年3月末現在)

表 0~17歳人口の推移と推計値

| | 大口の推移と推計値 推計値 実績値 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - | | | | | | | | | | | |
|--------|---|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--|--|--|--|--|
| | 天視胆 | | | | 計画期間 | | | | | | | |
| | H30年 | H31年 | R2年 | R3年 | R4年 | R5年 | R6年 | | | | | |
| 0歳 | 198 | 207 | 202 | 198 | 192 | 188 | 184 | | | | | |
| 1歳 | 247 | 213 | 223 | 218 | 214 | 208 | 204 | | | | | |
| 2歳 | 264 | 258 | 224 | 234 | 229 | 225 | 219 | | | | | |
| 3歳 | 262 | 283 | 277 | 240 | 251 | 246 | 242 | | | | | |
| 4歳 | 260 | 266 | 287 | 280 | 243 | 254 | 249 | | | | | |
| 5歳 | 277 | 263 | 269 | 290 | 283 | 246 | 257 | | | | | |
| 6歳 | 304 | 281 | 267 | 273 | 294 | 287 | 249 | | | | | |
| 7歳 | 313 | 302 | 279 | 265 | 271 | 292 | 285 | | | | | |
| 8歳 | 339 | 316 | 305 | 282 | 268 | 274 | 295 | | | | | |
| 9歳 | 272 | 339 | 316 | 305 | 282 | 268 | 274 | | | | | |
| 10歳 | 312 | 276 | 344 | 321 | 310 | 287 | 273 | | | | | |
| 11歳 | 303 | 312 | 276 | 344 | 321 | 310 | 287 | | | | | |
| 12歳 | 284 | 302 | 311 | 275 | 343 | 320 | 309 | | | | | |
| 13歳 | 332 | 285 | 303 | 312 | 276 | 344 | 321 | | | | | |
| 14歳 | 315 | 331 | 284 | 302 | 311 | 275 | 343 | | | | | |
| 15歳 | 355 | 315 | 331 | 284 | 302 | 311 | 275 | | | | | |
| 16歳 | 357 | 354 | 314 | 330 | 283 | 301 | 310 | | | | | |
| 17歳 | 379 | 357 | 354 | 314 | 330 | 283 | 301 | | | | | |
| 0~5歳 | 1,508 | 1,490 | 1,482 | 1,460 | 1,412 | 1,367 | 1,355 | | | | | |
| 6~11歳 | 1,843 | 1,826 | 1,787 | 1,790 | 1,746 | 1,718 | 1,663 | | | | | |
| 12~14歳 | 931 | 918 | 898 | 889 | 930 | 939 | 973 | | | | | |
| 15~17歳 | 1,091 | 1,026 | 999 | 928 | 915 | 895 | 886 | | | | | |

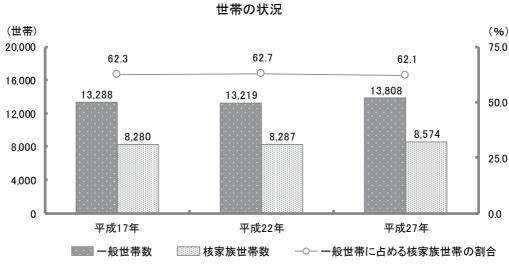
*各年4月1日現在

※:人口の推計値は平成27年から平成31年の3月末の住民基本台帳の人口を基にコーホート変化率法により推計しています。

(2) 世帯の状況・・・・・・

① 一般世帯・核家族世帯の状況

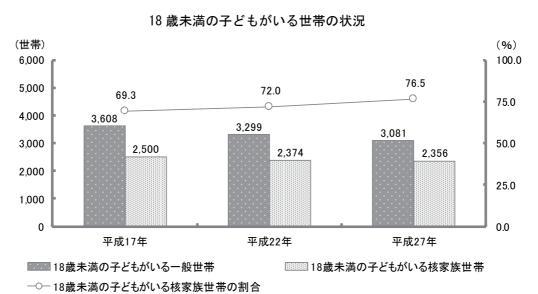
本市の核家族世帯数は年々増加しており、平成27年で8,574世帯となっています。 また、一般世帯数は平成17年から平成22年にかけて減少し、その後増加しています が、一般世帯に占める核家族世帯の割合は平成17年から平成22年にかけて増加し、 その後減少しています。



資料:国勢調査

② 18歳未満の子どもがいる世帯の状況

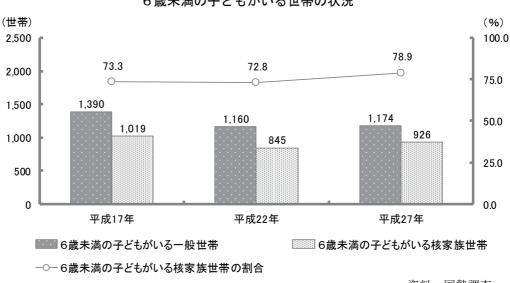
本市の18歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々減少しており、平成27年で3,081世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる核家族世帯も年々減少していますが、核家族世帯の割合は増加しています。



資料:国勢調査

③ 6歳未満の子どもがいる世帯の状況

本市の6歳未満の子どもがいる一般世帯数は減少傾向となっており、平成27年で1,174世帯となっています。また、6歳未満の子どもがいる核家族世帯、核家族世帯の割合は平成17年から平成22年にかけて減少し、その後増加しています。

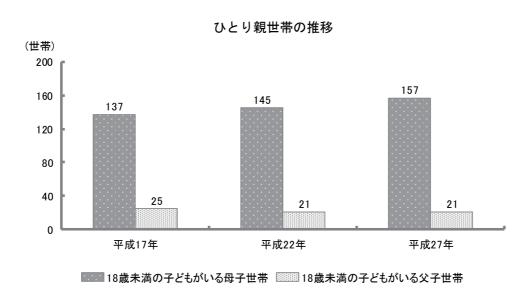


6歳未満の子どもがいる世帯の状況

資料:国勢調査

④ ひとり親世帯の推移

本市の18歳未満の子どもがいる母子世帯は年々増加しており、平成27年で157世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる父子世帯は減少傾向にあります。

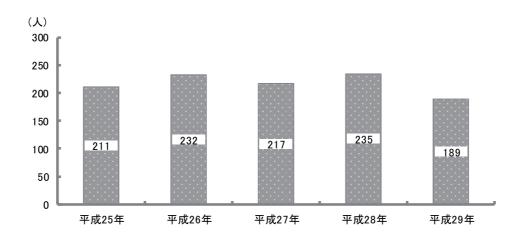


資料:国勢調査

(3) 出生の状況・・・・・・

① 出生数の推移

本市の出生数は増減を繰り返しており、平成29年で189人となっています。

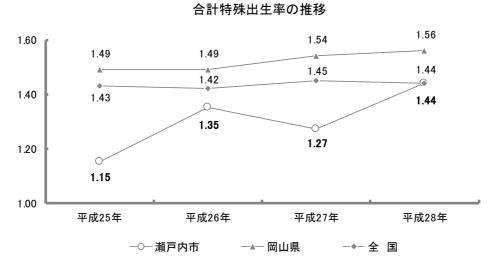


資料:岡山県人口動態統計

② 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率^(※)は増加傾向となっており、平成28年で1.44となっています。また、全国・県と比較すると低い値で推移しています。

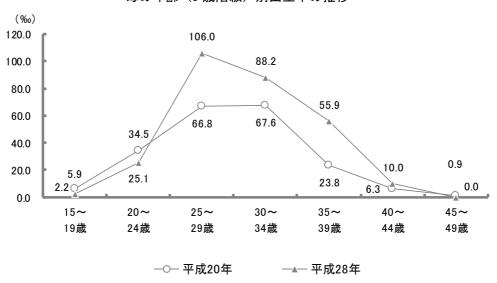
※15~49歳までの女性の年齢別出生率を合計した合計特殊出生率は、1人の女性が 仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの平均の子どもの数で あり、この数字は一般に少子化問題との関係で用いられます。



資料:岡山県衛生統計年報

③ 母親の年齢 (5歳階級) 別出生率の推移

本市の母の年齢(5歳階級)別出生率の推移をみると、平成20年に比べ平成28年は、25歳以降の出生率が増加していることから、晩産化が進行していることがうかがえます。



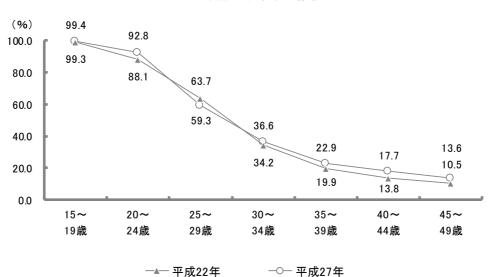
母の年齢(5歳階級)別出生率の推移

資料: 岡山県衛生統計年報 · 岡山県毎月流動人口調査

(4) 未婚・結婚の状況・・・・・・

① 年齢別未婚率の推移

本市の年齢別未婚率の推移をみると、平成22年に比べ平成27年で35歳以上の未婚率が上昇していることから、晩婚化が進行していることがうかがえます。



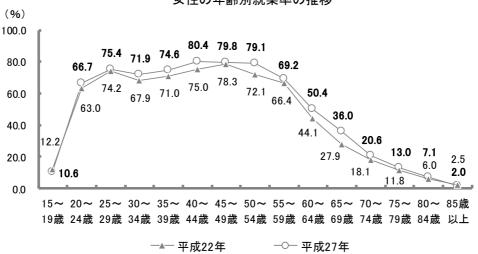
年齢別未婚率の推移

資料:国勢調査

(5) 就業の状況・・・・・・

① 女性の年齢別就業率の推移

本市の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。30~39歳の就業率は、平成22年と比べると平成27年は上昇し、M字カーブの落ち込みは緩やかになっています。

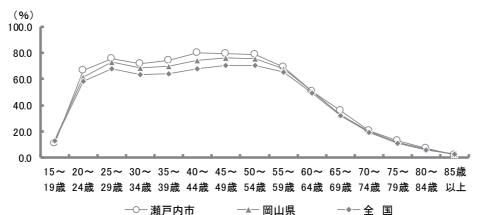


女性の年齢別就業率の推移

資料:国勢調査

② 女性の年齢別就業率 (国・県比較)

本市の平成27年の女性の年齢別就業率を全国、県と比較すると、ほとんどの年代で 全国、岡山県より高くなっています。



女性の年齢別就業率(国・県比較)

単位:%

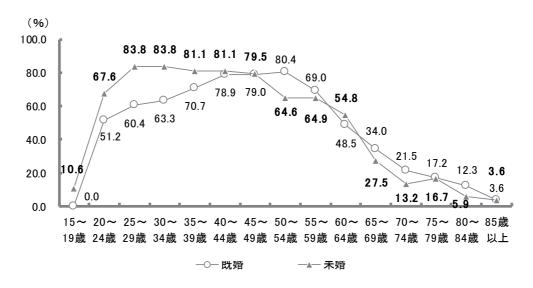
| | 15~ 19 歳 | 20~ 24 歳 | 25~ 29 歳 | 30~ 34 歳 | 35~ 39歳 | 40~ 44 歳 | 45~ 49歳 | 50~ 54 歳 | 55~ 59歳 | 60~ 64 歳 | 65~ 69 歳 | 70~ 74 歳 | 75~ 79 歳 | 80~ 84 歳 | 85 歳以上 |
|------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------|
| 瀬戸内市 | 10.6 | 66. 7 | 75. 4 | 71.9 | 74. 6 | 80. 4 | 79.8 | 79. 1 | 69. 2 | 50. 4 | 36.0 | 20. 6 | 13.0 | 7. 1 | 2. 0 |
| 岡山県 | 13. 3 | 61.7 | 73. 3 | 68.3 | 70.0 | 74. 6 | 76. 5 | 75. 3 | 68. 2 | 50.5 | 32. 8 | 19. 7 | 11.7 | 6. 4 | 2. 4 |
| 全 国 | 12. 9 | 58. 6 | 68. 2 | 63.3 | 64. 1 | 67. 9 | 70. 3 | 70. 3 | 65. 0 | 49. 1 | 32. 1 | 18. 9 | 10.9 | 5. 9 | 2. 4 |

資料:国勢調査(平成27年)

③ 女性の年齢別就業率 (既婚・未婚比較)

本市の平成27年の女性の未婚・既婚別就業率をみると、特に20歳代から30歳代において既婚者に比べ未婚者の就業率が高くなっています。

女性の年齢別就業率(既婚・未婚比較)



資料:国勢調査(平成27年)

2 瀬戸内市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題

瀬戸内市子ども・子育て支援事業計画の施策の状況及び第1期計画からの状況の変化は、以下のとおりです。

(1) 子育て家庭の支援 • • • • • •

① 国などの動向

国は、持続可能で安心できる社会を作るために、「就労」と「結婚・出産・子育て」、あるいは「就労」と「介護」の「二者択一構造」の解消をすすめ、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」を実現することを目指しています。平成 29 年 10 月には、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(以下「育児・介護休業法」)を改正し、職場における仕事と家庭の両立のための制度とその制度を利用しやすい環境づくりに取り組んでいます。しかし、男性の子育てや家事に費やす時間が先進国中最低の水準(1 日あたり 83 分(平成 28 年国際比較))である我が国において、その解消に向けては、企業や社会全体の理解に向けて一層の推進が必要となっています。

また、子どもの貧困が問題となっていることから、国は「子供の貧困対策に関する大綱」(平成26年8月閣議決定)を定め、様々な施策に取り組んでいます。

このほか、国は子育ての孤立化を防ぐため、子ども・子育て支援事業等に より、地域における支援体制の構築に取り組んでいます。

② アンケート調査結果等

ワーク・ライフ・バランスについてアンケート調査結果をみると、子育てに感じている不安や負担感について「仕事と子育てとの両立が難しい」という回答が、就学前児童の保護者では 45.5%、小学生の保護者では 26.8%ありました(P.22)。また、充実してほしい子育て支援としては「残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい」という回答が就学前児童の保護者では 20.0%、小学生の保護者では 15.0%ありました(P.23)。

また、「ワーク・ライフ・バランス」の認知度については、「よく知っている」と「まあ知っている」をあわせた "知っている" という回答が、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに35%前後ありました。加えて、仕事と家庭のバランスについて、就学前児童の保護者・小学生の保護者ともに「どちらを優先させるということではなく、家庭と仕事のバランスをうまくとっ

ていきたい」、「どちらかといえば仕事よりも家庭を優先したい」の順に多くなっています(P.24)。

子どもの貧困については、平成 28 年度の国民生活基礎調査によると、母子世帯の平均年収は子育で中の一般世帯の約 1/3 となっており(※)、これに該当する本市のひとり親世帯(母子世帯)は平成 27 年で 157 世帯となっています。

※子どものいる世帯の稼働所得が609.5万円であるのに対し、母子世帯の稼働所得は209.3万円となっている。

子育ての孤立化については、子育てに感じている不安や負担感として「相談相手や手助けをしてくれる人がいない」という回答が、就学前児童の保護者では 5.1%、小学生の保護者では 3.2%ありました(P.22)。

③ 今後の施策の方向性

②のアンケート調査結果等を踏まえ、ワーク・ライフ・バランスについては、企業に対する職場環境の改善の働きかけや、ワーク・ライフ・バランスの希望が叶う環境整備を進める必要があります。

子どもの貧困対策については、地域の支援者同士が連携し、支援が必要な家庭に適切なサービスや支援を結びつける必要があります。

子育ての孤立化については、従来から妊婦健康診査や乳児全戸訪問事業を通じて、保護者の不安や悩み相談、子育て支援の情報提供を行っています。 今後も上記事業を継続して実施し、妊娠、出産、子育ての不安が解消され、 安心して子どもを産み育てることができるよう、個々の事案に応じた相談対 応を行うなど、子育てや保護者自身の悩みを抱え込むことがないような仕組 み、体制づくりを進める必要があります。

(2) 子どもの健全育成 • • • • • •

① 国などの動向

国は、平成30年9月に策定された「新・放課後子ども総合プラン」により、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に又は連携して実施することを目標としています。また、全ての子どもが放課後に多様な体験・活動を行うことができるよう、子どもの主体性を尊重し、自主性、社会性等のより一層の向上を図ることが求められています。

また、全国的にいじめの認知件数も年々増加し、大きな課題となっています。国全体の平成 28 年度のいじめの認知件数は 32 万 3,143 件となっています。

② アンケート調査結果等

小学校就学後の放課後の過ごし方の希望について「放課後児童クラブ」で過ごすという回答が低学年、高学年ともに 20%を超えています (P.25)。

いじめについては、子どもへの定期的なアンケート調査の実施や保護者等からの情報提供を得て、いじめを積極的に認知していくことを徹底しており、本市では、平成30年度には、小学校で69件、中学校で42件が認知(岡山県調査)されています。

③ 今後の施策の方向性

放課後の過ごし方については、児童数が減少する中で、就学期の保育ニーズを的確に捉え、子どもの成長を支える多様な提供内容の検討や支援員の質の向上を通じた、より豊かな子どもの居場所づくりが求められます。

いじめについては、平成30年3月に「瀬戸内市いじめ防止基本方針」を 策定し、また、毎年6月に「いじめについて考える週間」を設定して、いじ め防止への取組を進めています。

すべての子どもが安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、相談体制を充実させるとともに、学校の内外を問わずいじめがなくなるよう、学校、行政、家庭、地域など社会全体で対策に取り組むことが必要です。

(3) 子どもと母親の健康の確保・・・・・・

① 国などの動向

国は、子どもと母親の健康を確保するために、地域子ども・子育て支援事業により、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行う体制づくりを進めています。

また、病児を一時的に預かる「病児保育」についても、地域子ども・子育 て支援事業により体制づくりを進めています。

② アンケート調査結果等

母子保健対策の施策につき、「乳幼児健診」、「育児相談等」、「保健師等による家庭訪問」、「離乳食講習会」の認知度は80%を超えています。

他方、子育てに関する不安や負担感について、就学前児童の保護者・小学生の保護者ともに約20%の保護者が「子どもの健康や発達に不安を感じる」と回答しています。(P.22)

そして、市に対する子育て支援の充実の要望について、「安心して子どもが 医療機関にかかれる体制を整備してほしい」という回答が、就学前児童の保 護者、小学生の保護者ともに35%前後となっています(P.23)。

また、病児保育について、子どもが休まなければならなかった場合に「病児・病後児の保育を利用した」と回答した割合は就学前児童の保護者では 3.8%、小学生の保護者では 0.6%となっています。(P.26)

③ 今後の施策の方向性

切れ目のない支援については、現在行っている取組に加え、今後は子育て支援に関する情報発信を強化するとともに、子育て家庭間の交流や、悩みを気軽に相談できる機会と場所の提供などの充実を図り、個々の状況に寄り添いながら支援していくことが必要です。

病児保育については、緊急のニーズに対応していくことが必要です。併せて、サービスの利用方法等、誰もが使いやすいサービスの在り方についての検討が必要です。

(4) 学校教育・幼児教育の充実・・・・・・

① 国の動向等

国は、「子育て安心プラン」において、待機児童の解消とともに出産、育児により女性が離職する「M字カーブ」の解消を目指しています。また、「子育て安心プラン」等の決定に基づき、保育に携わる人の人材育成や保育の受け皿の整備を進めています。

② アンケート調査結果等

子育てに感じている不安や負担感として「子どもの教育やいじめなどが心配」という回答が、就学前児童の保護者・小学生の保護者ともに 40%前後ありました(P.22)。

母親の就労状況については、フルタイム、パート・アルバイト等で就労している母親の割合は、就学前児童の保護者では70.3%、小学校の保護者では85.9%となっています(P.26)。もっとも、パート・アルバイト等で就労している母親のフルタイムへの転換希望の割合は、就学前児童の保護者では31.0%、小学生の保護者では22.1%、未就労の母親の就労希望の割合は、就学前児童の保護者・小学生の保護者ともに65%前後となっています(P.27)。

③ 今後の施策の方向性

いじめ等についての取組をはじめ、学校・園の教育活動を広く発信する必要があります。

また、今後の保護者の教育・保育ニーズを適切に見込みながら、施設整備 など、必要な対応をしていく必要があります。

(5) 児童虐待防止策の推進 • • • • • •

① 国の動向等

国は、児童虐待への対応について、制度改正や関係機関の体制強化などにより、その充実を図っています。しかし、深刻な児童虐待事件が後を絶たず、児童相談所の相談対応件数も増加を続けており(平成30年度の児童虐待相談対応件数:15万9,850件)、依然として社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。このことを受け、改正児童虐待防止法では、親の子どもへの体罰の禁止、児童相談所の体制強化等を盛り込み、児童虐待の更なる防止に努めています。

② アンケート調査結果等

児童虐待について知っていることについて、就学前児童の保護者・小学生の保護者ともに「「児童虐待の防止等に関する法律」(児童虐待防止法)にもとづき、児童虐待を受けた思われる児童を発見した人は、速やかに通告する義務があること」が就学前の保護者では76.5%、小学生の保護者では87.3%と最も高くなっています(P.28)。

③ 今後の施策の方向性

子育ての不安に寄り添えるよう、日頃から相談しやすい体制、子どもや保護者との信頼関係の構築を図ることが必要です。また、広報・啓発の充実に努めるとともに、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図り、子どもの虐待(疑いを含む)を発見した際に、速やかに対応できる体制を整備し維持する必要があります。

(6) 障がい児施策の推進

① 国の動向等

すべての子どもは、障がいの有無に関わらず、その健やかな成長のために 適切な教育・保育の機会が与えられる必要があります。また、地域社会への 参加・包容(インクルージョン)の推進と合理的配慮のもと、支援の質の確 保及びその向上を図り、障がいのある子ども本人やその家族のために障害児 通所支援を提供していくことが重要です。

② アンケート調査結果等

子育てをする上で、不安に感じている、困っていることとして、「子どもの健康や発育に不安を感じる」という回答が、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに 20%前後ありました (P.22)。

③ 今後の施策の方向性

子どもの障がいにつき、支援を行う前提として、関係者だけでなく市民全体が「理解」できるよう、ホームページでの情報提供などにより知識の普及を図る必要があります。そのうえで、発達面で不安を抱えている子育て家庭の相談支援や、発達が気になる人への支援を行うとともに、保育所、放課後児童クラブ等における受入体制の充実を図る必要があります。

(7) 安全・安心なまちづくり • • • • • • •

① 国の動向等

近年、子どもを狙った犯罪や、子どもが巻き込まれる事故等の発生により、 地域における子どもの安全・安心への関心が高くなっています。また、地域 のつながりの希薄化が指摘される昨今において、子どもの安全・安心を守る ためにつながりを再構築し、顔の見える関係づくりを行う必要があります。

② アンケート調査結果等

安心して子どもを産み育てることができるまちと思いますかについて、「そう思う」と「まあそう思う」をあわせた"そう思う"の割合が、就学前児童の保護者では81.6%、小学生の保護者では85%となっており、子育てしやすいまちであると感じている市民が多いことがうかがえます(P.28)。

しかし、子育てに関する不安や負担感について、「安全な遊び場や児童館など、子どもの居場所が身近にない」という回答が就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに約40%、「子どもに関する犯罪や事故が増加していると感じる」という回答が就学前児童の保護者・小学生の保護者ともに約40%、「安全な通園通学ができる歩道や防犯施設等の整備が進んでいない」という回答が就学前児童の保護者では27.5%、小学生の保護者では24.1%となっています(P.22)。

③ 今後の施策の方向性

子どもが事件や事故に巻き込まれないよう、子どもが利用する空間を整備し、地域ぐるみで見守る意識を高めることが必要です。

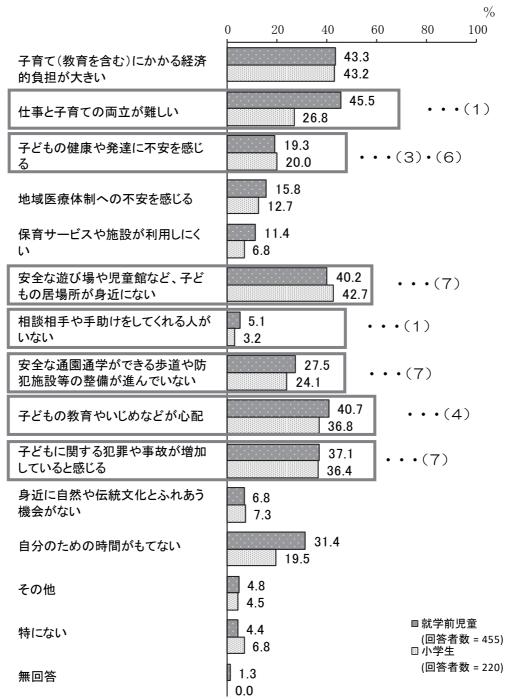
また、警察・生活安全関係機関との連携強化を図り、安全への注意喚起を 継続して行うことで、子どもの大切な命を守ることが必要です。

<「子育て支援に関するニーズ調査」結果(抜粋)>

※図表中の()番号は、対応する基本目標(P. 15~P. 21)を示す。

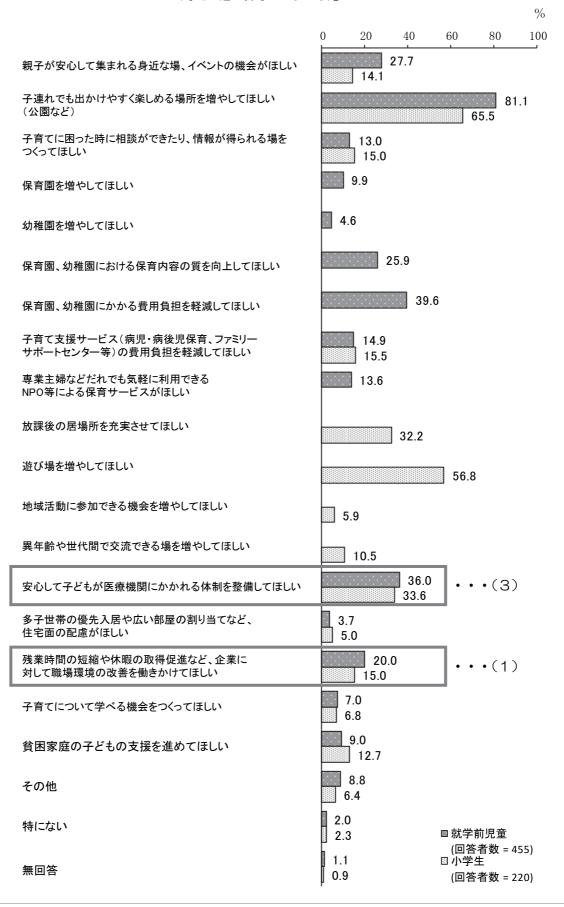
問 28[問 21] 子育てに感じている不安や負担感

『問 あなたは、子育てにどのような不安や負担感を感じていますか。(あてはまる番号すべてにO)』



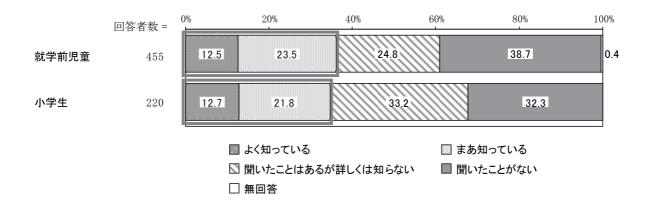
問 31[問 24] 充実してほしい子育て支援

『問 あなたは、瀬戸内市に対してどのような子育て支援の充実を図ってほしいと期待しますか。 (考えに近い番号5つまで〇)』



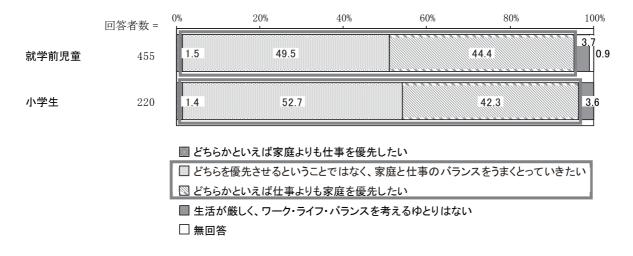
問 26[問 19] 「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度・・・(1)

『問 「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を知っていますか。(あてはまる番号1つに〇)』



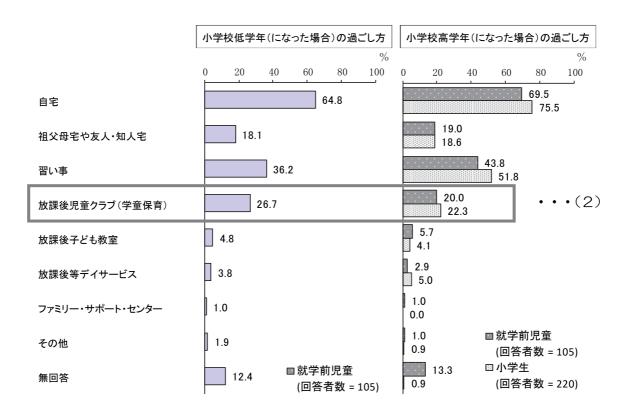
問 27[問 20] 「ワーク・ライフ・バランス」についての考え方」・・・(1)

『問 仕事と家庭のバランスについて、あなたの考え方にもっとも近いものはどれですか。 (あてはまる番号1つに〇)』



問 22・問 23[問 13] 放課後の過ごし方の希望 ・・・(2)

- 『問 あて名のお子さんが小学校低学年(1~3年生)のうちは、放課後(平日の小学校終了後)の時間を どのような場所で過ごさせたいと思いますか。(あてはまる番号すべてに〇)』
- 『問 あて名のお子さんが小学校高学年(4~6年生)になったら、放課後(平日の小学校終了後)の時間を どのような場所で過ごさせたいと思いますか。(あてはまる番号すべてに〇)』

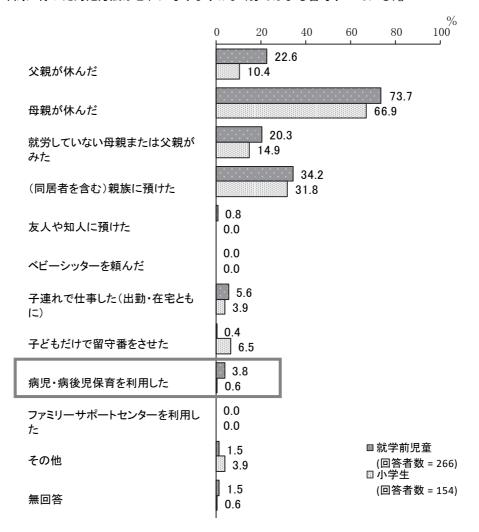


※「小学校低学年」は1~3年生、「小学校高学年」は4~6年生の意味です。

[※]小学生の保護者の調査の選択肢は「高学年になった場合」のみです。

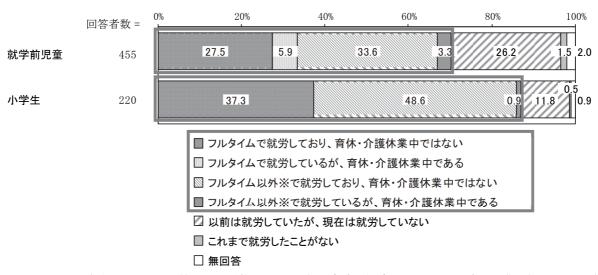
問 18-1[問 15-1] 子どもが休まなければならなかった場合の対処法 ・・・(3)

『問 あて名のお子さんが病気やけがで普段利用している教育・保育事業を利用できなかった場合に、この1年間に行った対処方法はどれになりますか。(あてはまる番号すべてに〇)』



問8(1)[問8(1)] 母親の就労状況 ・・・(4)

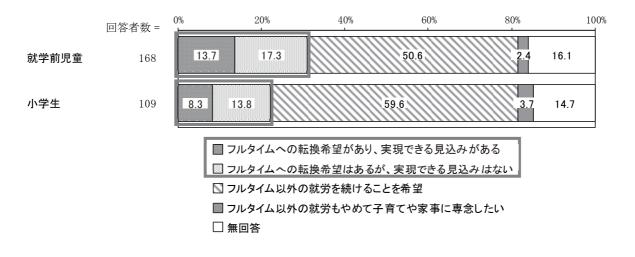
『問 あて名のお子さんの保護者の現在の就労状況(自営業、家族従事者含む)をお答えください。』



※正社員・アルバイト等の雇用形態に関わらず、通常時の勤務シフトで週40時間未満の就労であれば、「フルタイム以外」とします。

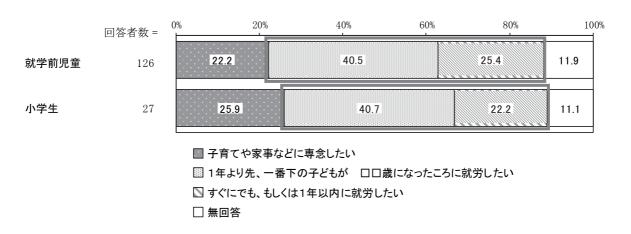
問9(1)[問9(1)] 母親のフルタイム勤務に対する意向・・・(4)

『問 フルタイムへの転換希望はありますか。』



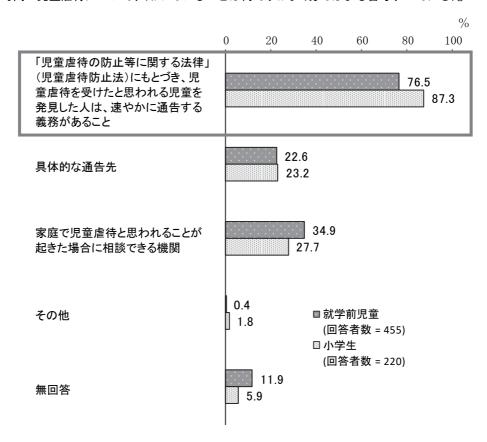
問 10 (1) [問 10 (1)] 母親のフルタイム勤務に対する意向・・・(4)

『問 就労したいという希望はありますか。』



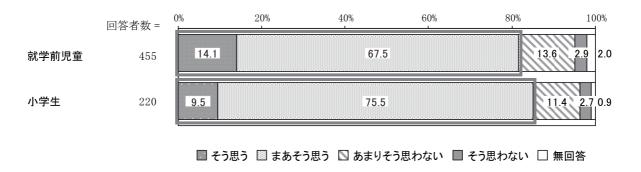
問 29 [問 22] 児童虐待についての知識 ・・・(5)

『問 児童虐待について、知っていることは何ですか。(あてはまる番号すべてにO)』



問30[問23] 瀬戸内市は安心して子どもを産み育てることができるまちと思うか・・・(7)

『問 瀬戸内市は安心して子どもを産み育てることができるまちと思いますか。(あてはまる番号1つに〇)』



(8) 保育ニーズの増加(第1期計画策定時からの状況の変化)・・・

① 国の動向等

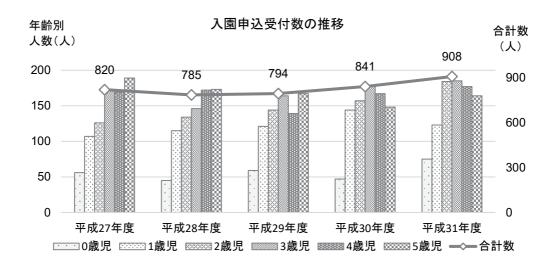
国の待機児童数は、平成27年には23,167人でしたが、平成31年には16,772人と減少傾向にあります。しかし、保育利用率は平成27年の37.9%から平成31年には45.8%まで増加し、特に1・2歳児の保育利用率は平成27年の38.1%から平成31年には48.1%まで増加しており、全年齢の保育利用率を上回る状況となっています(厚生労働省調査結果)。保育所等数、利用定員数ともに年々増加していますが、利用児童数も年々増加していることから、平成29年度に「子育て安心プラン」を策定し、保育の受け皿の整備を進めています。

② アンケート調査結果等

今後、定期的に利用したい事業については、保育園という回答が71.0%、 幼稚園という回答が43.5%、認定こども園という回答が20.7%ありました。 また、保育園・こども園の入所申込数は平成27年度から年々増加傾向に あり、特に0歳児から2歳児の申込数は平成27年度の289件から平成 31年度には382件となり、5年間の間に約100件増加しています。

③ 今後の施策の方向性

教育・保育施設の利用状況や保護者のニーズを踏まえ、遊休施設の活用や、 こども園化、民間誘致などを含めた施設整備のあり方の検討を進めていく必要があります。



第3章 計画の基本理念、基本目標

1 基本理念



本市は、安心して子どもを産み育てられる環境づくりのため、「瀬戸内市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て支援に取り組んできました。

今後も、一人ひとりの子どもが健やかに育ち、社会の 一員として成長することができる環境を整備していく とともに、関係機関との連携、地域住民との協働の下、 人にやさしいまち・地域づくりを目指して、「安心して 子育てができるまち 瀬戸内市 みんなでしようや 子育て支援」を基本理念として計画を推進します。

[基本理念]

安心して子育てができるまち 瀬戸内市 みんなでしようや 子育て支援

2 基本目標

本計画は、当初の計画策定以後の社会・経済情勢の変化や市の実情を踏まえて、基本目標・ 基本施策を見直し、4つの基本目標と、15の基本施策により構成します。

(1) 妊娠・出産・子育てを切れ目なく支える環境づくり・・・

子育てに不安や悩みを抱えた保護者や子育て家庭が、孤立することがないよう、家庭環境等の変化により多様化する相談に応え、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供できる環境づくりを進めます。

(2) 子どもの健全育成のための環境づくり • • • • • •

子どもの健やかな成長と発達を総合的に支援するため、幼児教育・学校教育の充実 を図ります。また、放課後等も子どもが安全・安心に過ごせる環境づくりを進めます。

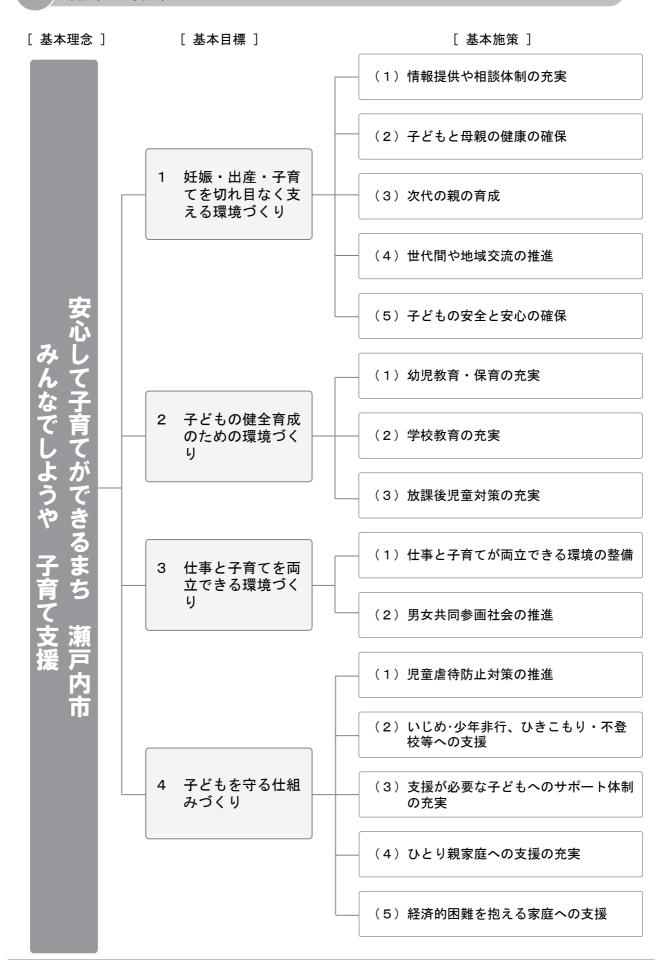
(3) 仕事と子育てを両立できる環境づくり • • • • • •

働きながらでも子育てがしやすい環境づくりに向け、保育ニーズに対応した子育て 支援の充実と、事業者のワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の両立)の意識醸成 に取り組みます。

(4) 子どもを守る仕組みづくり・・・・・・

児童虐待、いじめ、不登校、障がいなど、子どもが置かれている状況を把握、理解 したうえで、それぞれに必要な支援ができるよう、相談体制の充実を図ります。

3 施策の体系



第4章 施策の展開

妊娠・出産・子育てを切れ目なく支える環境づくり

基本施策1 情報提供や相談体制の充実・・・・・・

【方向性】

- 子育て中の親の不安感や孤立感を軽減し、安心して子育てができるよう、相談支援体制の充実を図ります。
- 子ども自身が様々な悩みを気軽に安心して相談できるよう、相談体制の充実に取り組みます。
- ・ 広報紙やホームページなど、様々な媒体を活用し、定期的に子育て情報を分かりやす く発信します。

【取組】

取組内容

- ・広報紙や市ホームページを活用した情報提供
- ・母子保健事業を通じた情報提供・育児相談
- ・児童相談援助の充実
- ・地域子育て支援センター等での情報提供・相談

基本施策2 子どもと母親の健康の確保・・・・・・

【方向性】

- ・安心して、妊娠・出産・子育て期を迎えられるよう、切れ目ない支援の充実を目指します。
- 健康や食に関する正しい知識を普及し、子どもや保護者の健康増進に努めます。

【取組】

| 取組内容 |
|----------------------|
| ・妊産婦健診及び乳幼児健診 |
| • 発達相談 |
| ・マタニティ教室、親子教室、離乳食講習会 |
| ・産後ケア事業 |
| ・病児・病後児保育事業 |

基本施策3 次代の親の育成・・・・・・

【方向性】

- ・子どもが、結婚や家庭生活、子育てについて情報を得る機会を提供し、結婚・出産・ 子育てについて考えることができるよう、啓発活動を推進します。
- ・中学生が子育てについて、知り、考える機会になるよう、赤ちゃんとふれあう取組の 充実を目指します。
- ・ 高校生が、妊婦体験用モデルを着用しての妊婦体験、赤ちゃんモデルを抱いての保育体験ができる機会を提供し、次代の親の啓発活動を推進します。

【取組】

- ・中学生の赤ちゃんふれあい体験
- ・中学生の保育園児とのふれあい (チャレンジワーク事業)
- ・高校生の妊婦体験、保育体験

基本施策4 世代間や地域交流の推進・・・・・・

【方向性】

- 子どもの豊かな人間性や社会性をはぐくむため、子ども同士の交流活動や世代間交流 が活発に行われるような活動を支援します。
- 世代間交流が活発に行われるよう、社会教育施設における交流事業を推進します。
- 子どもが安心して外遊びができる環境づくりを進めます。

【取組】

取組内容

- ・公民館の社会教育活動を通じた交流機会の提供
- ・外遊びを楽しむ「こどもひろば」事業の推進・展開
- ・認可保育所等での地域交流活動の推進
- ・放課後児童クラブでの地域交流活動の推進

基本施策 5 子どもの安全と安心の確保・・・・・・

【方向性】

- ・交通事故や犯罪、災害などから子どもを守るため、啓発、訓練、交通安全指導を行う とともに、登下校時などの見守りや、通学路・園外保育の経路の安全点検を実施しま す。
- 子どもが安全で安心して暮らすことができるよう、道路環境や公園等の整備、施設の バリアフリー化等に取り組みます。

【取組】

- ・子ども向け交通安全教室の実施
- ・子どもを対象とした避難訓練、防災訓練の実施
- ・通学路・園外保育経路の安全点検の実施及び所管への要望
- ・「こどもひろば基本計画」に沿った施設の整備

2 子どもの健全育成のための環境づくり

基本施策1 幼児教育・保育の充実・・・・・・

【方向性】

- 子どもが道徳性を生活のなかで身につけ、心豊かに成長していくことができるよう、 教員と保育士との連携強化や、研修等による資質向上を図りつつ、子どもの自主性や 社会性をはぐくむための教育・保育を充実していきます。
- ・教育・保育施設の利用状況や保護者のニーズを踏まえ、遊休施設の活用や、こども園 化、民間誘致などを含めた施設整備のあり方の検討を進めていきます。

【取組】

取組内容

- ・教員や保育士向けの研修の実施
- ・施設整備についての検討
- ・保育・就学前教育と小学校教育との接続

基本施策2 学校教育の充実・・・・・・

【方向性】

- 子どもの「豊かな心」、「確かな学力」、「健やかな体」の成長につながるよう、学校・ 家庭・地域・行政が連携して、教育の充実を図ります。
- ひきこもりや不登校の子どもが安心して過ごせるよう、学校や家庭を訪問するなど、 その子に応じた支援・対策の充実を図ります。

【取組】

- ・特別支援学級における個に応じたきめ細やかな指導の充実
- ・適応指導教室や自立支援室の設置及び児童生徒支援
- ・ハンセン病に関する学習の取組の推進
- ・学力向上プロジェクトの推進
- ・道徳教育の充実と教員の指導力向上のための研修の充実
- ・幼児教育と義務教育の連携の推進
- ・生徒指導に関する小学校、中学校の情報共有の推進

基本施策3 放課後児童対策の充実・・・・・・

【方向性】

- ・複雑化・多様化するニーズに対応できるよう、放課後児童クラブ支援員の資質向上など、事業内容の充実を図ります。
- ・国の「新・放課後子ども総合プラン」を推進し、より一層教育・福祉の連携を強化して、総合的な放課後児童対策のあり方について検討を進めます。

【取組】

| 取組内容 |
|--------------------|
| ・放課後児童クラブの充実 |
| ・保護者のニーズを踏まえた環境整備 |
| ・新たな放課後子ども教室の設置の検討 |

3 仕事と子育てを両立できる環境づくり

基本施策1 仕事と子育てが両立できる環境の整備・・・・・・

【方向性】

- ・働く保護者が安心して子どもを産み育てることができるよう、保育サービスの充実を 図るほか、育児休業制度等の促進、労働時間短縮の啓発等、仕事と子育てを両立でき る就労環境の整備を促進します。
- 女性が、出産後も希望する場合には働き続けることができるよう、幅広い就労支援に 取り組みます。

【取組】

取組内容

- ・施設整備に向けての検討(再掲)
- ・一時預かり等の子育て支援サービスの情報提供
- ・事業所へのワーク・ライフ・バランスの周知
- ・男性の家事・育児参画についての広報・啓発
- ・女性向けの再就職セミナー等の情報提供

基本施策2 男女共同参画社会の推進・・・・・・

【方向性】

・仕事と家庭生活との調和のとれた働き方(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けて、保護者の働き方や家庭での生活について見直す機会を設けるとともに、男女が互いを尊重し高め合いながら、仕事・家事・子育てに取り組めるよう、広報や各種講座などでの啓発を行います。

【取組】

- 市民向け講座の実施
- ・市広報やホームページを活用した情報提供

4 子どもを守る仕組みづくり

基本施策1 児童虐待防止対策の推進・・・・・・

【方向性】

子どもを虐待から守り、子どもが安心して生活できるよう、家庭児童相談員等の関係 職員の資質の向上を図るとともに、警察や医療機関などの関係機関との連携を深め、 未然防止や早期発見・早期対応に取り組みます。

【取組】

取組内容

- ・子ども向け・保護者向けの相談窓口の充実
- ・要保護児童対策地域協議会の機能強化

基本施策2 いじめ・少年非行、ひきこもり・不登校等への支援・・・

【方向性】

- ・瀬戸内市いじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止、早期発見に努めるとともに、いじめが起こった際には、いじめられた子などの安全の確保をしたうえで、適切で組織的な対応を行います。
- 子どもを取り巻く様々な問題の解決と心のケアを図るため、スクールカウンセラーなどによる相談体制を強化します。
- ・ひきこもり・不登校等の子どもに対しては、子どもの状態を把握・理解し、その子ど もに応じた支援・対策を行います。

【取組】

- ・青少年育成センターにおける少年非行の未然防止、健全育成の推進
- スクールカウンセラーの活用
- ・適応指導教室における不登校相談
- ・市いじめ防止基本方針及び学校いじめ防止基本方針のホームページへの掲載

基本施策3 支援が必要な子どもへのサポート体制の充実・・・・・

【方向性】

- 市民が様々な障がいについての理解を持てるよう、情報提供を行います。
- ・教育・福祉・保健等の関係機関と密接に連携しながら、子どもが置かれている状況を 把握・理解したうえで、支援が必要な子どもの早期発見・早期支援に努め、適切な支 援を行います。
- ・支援が必要な子どもが、生涯にわたり切れ目のない一貫した支援を受けられるよう、 ワンストップ型の相談・支援体制の確立を目指します。

【取組】

取組内容

- ・様々な障がいの正しい理解の促進
- ・障がい児保育の充実
- ・障がい(発育や発達)に関する相談・支援体制の充実
- ・支援に応じた関係機関の連携強化

基本施策4 ひとり親家庭への支援の充実・・・・・・

【方向性】

• ひとり親家庭の自立を支援するため、相談支援の充実をはじめ、交流を通じた仲間づくり、生活面の多面的な支援に努めます。

【取組】

- ・母子・父子自立支援員による相談の充実
- ・ひとり親家庭の交流の促進
- ・ひとり親家庭に対する各種支援事業の実施
- ・児童扶養手当の支給

基本施策 5 経済的困難を抱える家庭への支援・・・・・・

【方向性】

- ・全ての子どもが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子どもの貧困 対策の重点施策である「教育の支援」、「生活の安定に資するための支援」、「保護者に 対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」、「経済的支援」について、 関係課・関係機関・地域等が連携協力して総合的に施策を推進します。
- ・妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない相談支援体制を充実し、生活や就労など早期 支援へつなげるとともに、困難や悩みを抱える保護者の早期把握に努めます。

【取組】

| 取組内容 |
|------------|
| ・児童手当の支給 |
| ・保育料等の減免制度 |
| ・就学援助制度 |
| ・就労支援等の実施 |

第5章 教育・保育の量の見込みと 確保方策、実施時期

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針において、市は教育・保育を提供するため に、保護者や子どもが居宅等から容易に移動することが可能な区域を定めることとし ています。

「瀬戸内市子ども・子育て支援事業計画」では、この教育・保育の提供区域について、認定こども園等の整備にあたり、人口変動による教育・保育ニーズの状況に応じ、全市域で柔軟に教育・保育の提供を行うため市全域を1つの区域と定めました。本計画においても、この考えを踏襲し、市全域を1つの区域とします。

2 人口の見込み

子ども・子育て支援事業計画で定めるサービスの対象となる、O歳から 11 歳までの子どもの人口を平成 27 年から平成 31 年の3月末の住民基本台帳の人口を基にコーホート変化率法により推計しました。

単位:人

| 年齢 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 0歳 | 202 | 198 | 192 | 188 | 184 |
| 1歳 | 223 | 218 | 214 | 208 | 204 |
| 2歳 | 224 | 234 | 229 | 225 | 219 |
| 3歳 | 277 | 240 | 251 | 246 | 242 |
| 4歳 | 287 | 280 | 243 | 254 | 249 |
| 5歳 | 269 | 290 | 283 | 246 | 257 |
| 6歳 | 267 | 273 | 294 | 287 | 249 |
| 7歳 | 279 | 265 | 271 | 292 | 285 |
| 8歳 | 305 | 282 | 268 | 274 | 295 |
| 9歳 | 316 | 305 | 282 | 268 | 274 |
| 10 歳 | 344 | 321 | 310 | 287 | 273 |
| 11 歳 | 276 | 344 | 321 | 310 | 287 |

[※]コーホート変化率法:同年または同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、 それに基づき将来人口を推計する方法。

3 教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育)

各認定区分に応じた量の見込みを以下のとおり見込み、確保策を定めました。

【 認定区分と提供施設 】

| | 認定区分 | 提供施設 |
|-----|------------------------------|-------------|
| 1号 | 3~5歳:教育のみを希望していて、保育の必要がない場合 | 認定こども園、幼稚園 |
| 2号 | 3~5歳:保育の必要性の認定を受けていて、認定こども園等 | 認定こども園、保育所 |
| 2万 | での保育を希望される場合 | |
| 0.8 | O~2歳:保育の必要性の認定を受けていて、認定こども園等 | 認定こども園、保育所、 |
| 3号 | での保育を希望される場合 | 地域型保育事業 |

各年度の「量の見込み」(見込まれる利用人数)、「確保量」(市が対応可能な人数) は以下のとおりです。児童数については P.46 の人口推計(1号認定・2号認定は3歳~5歳人口の合計)、量の見込みについてはニーズ調査を基に算定しています。

【 令和2年度 】

| | | | 令和: | 2年度 | |
|---------------|---|----------|------|------|------|
| | | 4 D 37 C | | 3号認定 | |
| | | 1号認定 | 2号認定 | O歳 | 1・2歳 |
| 児童数(推計) | | | 833 | 202 | 447 |
| 量の見込み(A) | | 320 | 514 | 89 | 303 |
| | | 確保量 | | | |
| 特定教育 ·保育施設 | 認定こども園、 幼稚園、 保育所 | 670 | 575 | 74 | 301 |
| 特定地域型保育事業 | 小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等 | | | | |
| その他 | 新順に移行しなめ機園 幼稚園及び預かり保育等 企業主導型保育事業 認可外保育施設 | | | | |
| 確保量合計(B) | | 670 | 575 | 74 | 301 |
| 過不足(C)= | (B) - (A) | 350 | 61 | △15 | Δ2 |

【 令和3年度 】

| | | 令和3年度 | | | | |
|----------------|---|-----------|------|------|------|--|
| | | 4 D = 3 + | | 3号認定 | | |
| | | 1号認定 | 2号認定 | O歳 | 1・2歳 | |
| 児童数(推計) | | | 810 | 198 | 452 | |
| 量の見込み(A) | | 310 | 499 | 87 | 306 | |
| | | 確保量 | | | | |
| 特定教育 • 保育施設 | 認定こども園、 幼稚園、 保育所 | 590 | 575 | 74 | 301 | |
| 特定地域型保育事業 | 小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等 | | | | | |
| その他 | 新順に移行しなめ相園 幼稚園及び預かり保育等 企業主導型保育事業 認可外保育施設 | | | | | |
| 確保量合計(B) | | 590 | 575 | 74 | 301 | |
| 過不足(C)= | (B) - (A) | 280 | 76 | △13 | △5 | |

【 令和4年度 】

| | | | 令和4年度 | | | |
|----------------|--|----------|-----------|-------|------|--|
| | | 4 B 30 C | , p = 7 t | 3 号認定 | | |
| | | 1号認定 | 2号認定 | O歳 | 1・2歳 | |
| 児童数(推計) | | | 777 | 192 | 443 | |
| 量の見込み(A) | | 298 | 479 | 85 | 300 | |
| | | 確保量 | | | | |
| 特定教育 • 保育施設 | 認定こども園、 幼稚園、 保育所 | 610 | 575 | 80 | 308 | |
| 特定地域型保育事業 | 小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等 | | | | | |
| その他 | 新順:移行: なめ機園 幼稚園及び預かり保育等 企業主導型保育事業 認可外保育施設 | | | | | |
| 確保量合計 (B) | | 610 | 575 | 80 | 308 | |
| 過不足(C)= | (B) - (A) | 312 | 96 | △5 | 8 | |

【 令和5年度 】

| | | | 令和5年度 | | | |
|----------------|---|--------------|-------|------|------|--|
| | | 4 B - 37 - 1 | | 3号認定 | | |
| | | 1号認定 | 2号認定 | O歳 | 1・2歳 | |
| 児童数(推計) | | | 746 | 188 | 433 | |
| 量の見込み(A) | | 286 | 460 | 83 | 293 | |
| | | 確保量 | | | | |
| 特定教育 • 保育施設 | 認定こども園、 幼稚園、 保育所 | 610 | 575 | 80 | 308 | |
| 特定地域型保育事業 | 小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等 | | | | | |
| その他 | 新順に移行しなり が推園及び預かり保育等 企業主導型保育事業 認可外保育施設 | | | | | |
| 確保量合計(B) | | 610 | 575 | 80 | 308 | |
| 過不足(C)= | (B) - (A) | 324 | 115 | Δ3 | 15 | |

【 令和6年度 】

| | | 令和6年度 | | | |
|----------------|---|-----------|-----------|------|------|
| | | 4 D = 3 + | , n = n + | 3号認定 | |
| | | 1号認定 | 2号認定 | O歳 | 1・2歳 |
| 児童数(推計) | | | 748 | 184 | 423 |
| 量の見込み | | 287 | 461 | 81 | 286 |
| | | 確保量 | | | |
| 特定教育 • 保育施設 | 認定こども園、 幼稚園、 保育所 | 610 | 575 | 80 | 308 |
| 特定地域型保育事業 | 小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等 | | | | |
| その他 | 新順に移行しなり が推園及び預かり保育等 企業主導型保育事業 認可外保育施設 | | | | |
| 確保量合計(B) | | 610 | 575 | 80 | 308 |
| 過不足(C)= | (B) - (A) | 323 | 114 | Δ1 | 22 |

- ・既存の認定こども園2か所、幼稚園5か所、認可保育所7か所で実施します。
- ・今後利用ニーズが高まる〇歳児・1歳児の必要量の確保について、施設整備を進めます。
- ・施設の整備にあたっては、保育園、幼稚園の施設の在り方につき、こども園化を含めて 検討します。
- 無償化による利用ニーズの高まりに対応するため、新たな施設を誘致します。
- ・事業所内保育、企業主導型保育事業が利用可能となるよう、企業等へ働きかけを行います。

4 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業の事業ごと・年度ごとの「量の見込み」(見込まれる利用人数)、「確保量」(市が対応可能な人数)は以下のとおりです。「量の見込みは」ニーズ調査を基に算定しています。

(1) 延長保育事業 • • • • • •

【概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

【現状】

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|------|----------|----------|----------|----------|
| 月間人数 | 332 | 324 | 384 | 363 |

保護者の状況等により年によって多少の増減はありますが、毎年約350人の児童が利用しています。

【量の見込みと確保策】

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み(A) | 317 | 313 | 302 | 293 | 290 |
| 確保策(B) | 390 | 390 | 390 | 390 | 390 |
| 差引(B)-(A) | 73 | 77 | 88 | 97 | 100 |

【今後の方向性】

・全ての認定こども園・認可保育所で実施し、多様化する保護者の働き方に対応で きる提供体制を確保します。

(2) 放課後児童健全育成事業 • • • • • •

【概要】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している子どもに対し、授業の終了後に小学校の余裕教室などの専用施設を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【現状】

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|-------|----------|----------|----------|----------|
| 利用実人数 | 319 | 334 | 337 | 410 |

就労する保護者の増加に伴い、利用児童数は年々増加傾向にあります。

【量の見込みと確保策】

| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量 | むの見込み(A) | 494 | 490 | 483 | 482 | 469 |
| | 1 年生 | 114 | 109 | 107 | 111 | 101 |
| | 2年生 | 91 | 87 | 86 | 89 | 88 |
| | 3年生 | 74 | 71 | 69 | 72 | 71 |
| | 4年生 | 92 | 96 | 95 | 90 | 86 |
| | 5年生 | 81 | 84 | 83 | 79 | 75 |
| | 6年生 | 42 | 43 | 43 | 41 | 39 |
| 矷 | E保策(B) | 573 | 573 | 573 | 573 | 573 |
| 差 | ・ B) - (A) | 79 | 83 | 90 | 91 | 104 |

- ・保護者のニーズに対応するため、令和 2 年度から民設クラブ2クラブを新設し、 民設クラブ5クラブ、公設クラブ 11 クラブで実施します。
- 放課後児童の健全育成を推進するため、支援員の資質の向上に努めます。
- ・放課後児童クラブ運営指針に基づく適正な運営が行われるよう、指導助言を行います。

(3) 子育て短期支援事業 (ショートステイ事業) • • • • • •

【概要】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもを児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

【現状】

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|----------|----------|----------|----------|----------|
| 年間延べ利用日数 | 6 | 38 | 23 | 87 |

保護者の状況により、年度ごとの利用日数は異なりますが、今後も一定のニーズが 見込まれます。

【量の見込みと確保策】

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み(A) | 85 | 84 | 82 | 80 | 78 |
| 確保策(B) | 90 | 90 | 90 | 90 | 90 |
| 差引(B)-(A) | 5 | 6 | 8 | 10 | 12 |

【今後の方向性】

• 近隣自治体にある児童養護施設3施設、乳児院1施設で実施します。

(4)地域子育て支援拠点事業・・・・・・

【概要】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【現状】

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|----------|----------|----------|----------|----------|
| 年間延べ利用日数 | 20, 628 | 23, 595 | 21, 882 | 19, 769 |

主な対象年齢(3歳未満)において保育所等に通う人数が増えたこと等により、減 少傾向にあります。

【量の見込みと確保策】

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 量の見込み(A) | 20, 425 | 20, 457 | 19, 984 | 19, 544 | 19, 103 |
| 確保策(B) | 26, 600 | 26, 000 | 26, 000 | 26, 000 | 26, 000 |
| 設置か所数 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 差引(B)-(A) | 6, 175 | 5, 543 | 6, 016 | 6, 456 | 6, 897 |

【今後の方向性】

・市内の地域子育て支援センター5か所(私立3か所、公立2か所)で実施し、 提供体制を確保します。

(5) 一時預かり事業・・・・・・

【概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として 昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所で一時的に預かり、必要な保護を行う 事業です。

【現状】

| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|---|------------------------|----------|----------|----------|----------|
| 幺 | 加稚園型 | 7, 436 | 6, 947 | 6, 755 | 6, 570 |
| | 幼稚園型 1号認定による利用 | 2, 473 | 2, 311 | 2, 247 | 2, 185 |
| | 幼稚園型(人日) 2 号認定による利用 | 4, 963 | 4, 636 | 4, 508 | 4, 385 |
| 幺 | 力稚園型以外 | 7, 249 | 6, 984 | 6, 796 | 6, 601 |

利用数はやや減少傾向にありますが、今後も一定のニーズが見込まれます。

【量の見込みと確保策】

◎幼稚園型(認定こども園在園児(教育利用)を対象)

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 量の見込み(A) | 10, 452 | 10, 164 | 9, 750 | 9, 361 | 9, 386 |
| 1号認定による 利用 | 4, 413 | 4, 292 | 4, 117 | 3, 953 | 3, 963 |
| 2号認定による 利用 | 6, 039 | 5, 872 | 5, 633 | 5, 408 | 5, 423 |
| 確保策(B) | 10, 500 | 10, 500 | 10, 500 | 10, 500 | 10, 500 |
| 差引(B)-(A) | 48 | 336 | 750 | 1, 139 | 1, 114 |

◎幼稚園型以外

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み(A) | 3, 197 | 3, 149 | 3, 046 | 2, 949 | 2, 923 |
| 確保策(B) | 6, 596 | 6, 596 | 6, 596 | 6, 596 | 6, 596 |
| 一時預かり事業 (幼稚園型以外) | 6, 500 | 6, 500 | 6, 500 | 6, 500 | 6, 500 |
| 子育て援助活動 支援事業 | 96 | 96 | 96 | 96 | 96 |
| 差引(B)-(A) | 3, 399 | 3, 447 | 3, 550 | 3, 647 | 3, 673 |

- ・幼稚園型の一時預かり事業については、認定こども園2か所、幼稚園5か所で実施し、提供体制を確保します。
- ・幼稚園型以外の一時預かり事業については、認定こども園1か所、認可保育所5か所、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)で実施します。

(6) 病児・病後児保育事業・・・・・・

【概要】

病児及び病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、 一時的に保育を実施する事業です。

【現状】

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|----------|----------|----------|----------|----------|
| 年間延べ利用日数 | 154 | 124 | 105 | 57 |

年により利用数は変動していますが、今後も一定のニーズが見込まれます。

【量の見込みと確保策】

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み(A) | 198 | 196 | 190 | 184 | 182 |
| 確保策(B) | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 |
| 差引(B)-(A) | 2 | 4 | 10 | 16 | 18 |

- 市内2か所で実施します。また、利便性を考慮し、実施施設の拡充を目指します。
- ・県南市町村との広域相互利用協定により、市外の施設の利用体制を確保します。

(7) ファミリー・サポート・センター事業・・・・・・

【概要】

乳幼児や小学生等の子どもを有する子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者(依頼会員)と当該援助を行うことを希望する者(提供会員)との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【現状】

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|----------|----------|----------|----------|----------|
| 年間延べ利用者数 | 290 | 36 | 246 | 328 |

年により利用数は変動していますが、今後も一定のニーズが見込まれます。

【量の見込みと確保策】

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み(A) | 226 | 226 | 221 | 217 | 210 |
| 確保策(B) | 226 | 226 | 226 | 226 | 226 |
| 差引(B)-(A) | 0 | 0 | 5 | 9 | 16 |

- ファミリー・サポート・センター事業の提供会員により実施します。
- 保育所や幼稚園などへの送迎サービスを提供できるよう、提供会員を増やします。
- ・養成講座を実施し、提供会員を確保します。

(8) 利用者支援事業 • • • • • •

【概要】

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【現状】

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|------|----------|----------|----------|----------|
| 設置個所 | 1 | 1 | 1 | 1 |

保健福祉センターにおいて教育・保育担当課職員が対応しています。

【量の見込みと確保策】

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み(A) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 確保策(B) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

【今後の方向性】

・教育・保育担当課職員が担当課窓口で実施します。

(9) 乳児家庭全戸訪問事業 • • • • • •

【概要】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や 養育環境等の把握を行う事業です。

【現状】

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|----------|----------|----------|----------|----------|
| 年間延べ訪問人数 | 226 | 238 | 213 | 149 |

毎年、出生届があった乳児家庭に対して実施しています。

【量の見込みと確保策】

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み(A) | 185 | 180 | 175 | 170 | 165 |
| 確保策(B) | 185 | 180 | 175 | 170 | 165 |

- ・出生届のあった乳児家庭の全戸を、市の保健師・助産師が訪問します。必要な場合は事後のフォロー訪問も行います。
- ・保健師など、本事業の実施に必要な人材(専門職)の確保に努めます。

(10) 養育支援訪問事業 • • • • • •

【概要】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する助言・指導等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【現状】

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|----------|----------|----------|----------|----------|
| 年間延べ利用人数 | 16 | 88 | 60 | 85 |

毎年、必要な家庭に対して実施しています。

【量の見込みと確保策】

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み(A) | 90 | 90 | 90 | 90 | 90 |
| 確保策(B) | 90 | 90 | 90 | 90 | 90 |

【今後の方向性】

・助産制度利用者や医療機関などからの連絡により、出産直後から支援が必要な家庭を把握し、保健師・助産師等が定期的に訪問して事業を実施します。

(11) 妊婦健康診査事業 • • • • • •

【概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【現状】

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|----------|----------|----------|----------|----------|
| 受診対象者数 | 367 | 345 | 316 | 302 |
| 健診回数(延べ) | 2, 625 | 2, 400 | 2, 146 | 2, 112 |

毎年、母子健康手帳の交付を受けた方に対して実施しています。

【量の見込み】

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 受診対象者数 | 300 | 295 | 290 | 285 | 280 |
| 健診回数(延べ) | 2, 100 | 2, 065 | 2, 030 | 1, 995 | 1, 960 |

【今後の方向性】

・母子健康手帳の交付を受けた方に対し、保健師・助産師により実施します。

第6章 計画の推進

1 施策の実施状況の点検

(1)計画の評価・検証・・・・・・

- ・施策・事業について、毎年、進捗状況を把握し、評価・検証を行います。
- ・計画の進捗状況を踏まえて、さらに計画が推進されるよう【Plan(計画)→Do(実施・実行)→Check(評価・検証)→Action(改善)】のPDCAサイクルの構築に努めます。
- ・計画の推進に当たっては、計画に即した事業がスムーズに実施されるよう、計画の 進捗状況と評価・検証の結果を「瀬戸内市次世代育成支援対策推進協議会」に報告 し、その結果をホームページ等で公表します。

(2)計画の見直し・変更・・・・・・

•計画期間に計画の見直し•変更をする場合には、「瀬戸内市次世代育成支援対策協議会」の委員の意見を聴取するものとします。

(3)情報提供•周知•••••

広報紙やホームページなどの多様な媒体を活用し、この計画の内容や進捗状況などの情報を公開し、広く市民に周知します。

2 国・県等との連携

- この計画に関わる施策は、国や県との連携のもと、推進していくことが重要です。
- ・市民から期待されている役割を十分に果たせるよう、保健・医療・福祉・教育分野 における様々な制度の充実と改革に努め、国や県に対して積極的に提言や要望を行 います。



1 瀬戸内市次世代育成支援対策推進協議会

(1) 瀬戸内市次世代育成支援対策推進協議会条例 • • • • • •

平成 25 年 7 月 10 日 条例第 32 号 改正 平成 26 年 3 月 20 日条例第 9 号

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第21条及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、瀬戸内市次世代育成支援対策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 協議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、子どもの保護者(法第6条第1項に規定する子どもの保護者(同条第2項に規定する保護者をいう。)をいう。)、市内において事業活動を行う法人を代表する者、子ども・子育て支援(法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下この項において同じ。)に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

- 第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 会長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、その意見を求めることができる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

- 第6条 協議会は、必要に応じ部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 協議会は、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年3月20日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 令和元年度瀬戸内市次世代育成支援対策推進協議会委員名簿 • • •

| 職種 | 職名 | 氏 (敬 | 名 称略) |
|------------|--------------------|---------|----------|
| 学識経験者代表 | 就実短期大学幼児教育学科教授 | 澤津 | まり子 |
| 子 | 就実大学教育学部初等教育学科准教授 | 村田 | 恵子 |
| 親子クラブ代表 | 邑久げんきっこクラブ会長 | 小谷 | まどか |
| 保育園長 | 牛窓ルンビニ保育園長 | 黒井 | 覚然 |
| 体目图文 | 瀬戸内市立邑久保育園長 | 岡田 | 安恵 |
| 幼稚園長 | 瀬戸内市立邑久幼稚園長 | 山本 | 敏子 |
| 学童保育指導者代表 | ゆめっこクラブ指導者 | ШП | 祐子 |
| 子里休月拍导台11次 | ゆめクラブ指導者 | 田淵 | 路湖 |
| 市 PTA 代表 | 瀬戸内市 PTA 連合会長 | 矢納 | 陽 |
| 小•中学校校長 | 瀬戸内市立邑久中学校長 | 岡本 | 克巳 |
| 青少年育成センター | 瀬戸内市立青少年育成センター所長補佐 | 河野 | 弘道 |
| 民生委員児童委員代表 | 瀬戸内市民生委員児童委員協議会長 | 堀野 | 誠— |
| 主任児童委員代表 | 瀬戸内市主任児童委員代表 | 上野 | 洋子 |
| 学識経験者 | 前民生委員児童委員協議会会長 | ◎武久 | 源男 |
| 学識経験者 | 前主任児童委員代表 | 〇水田 | 正子 |
| 愛育委員会代表 | 瀬戸内市愛育委員会長 | 奥田 | 悦代 |
| 栄養委員会代表 | 瀬戸内市栄養委員会長 | 埜澤 | 増実 |

◎会長、○副会長

2 策定経過

| 平成 30 年 | | |
|-------------------|------|--|
| 7月 | 19 🛭 | 平成 30 年度 第 1 回瀬戸内市次世代育成支援対策推進協議会 ・平成 29 年度瀬戸内市子ども・子育て支援事業 14 項目の 実績について ・瀬戸内市子ども・子育て支援事業計画の見直しについて |
| 12月 | 17日 | 平成 30 年度 第 2 回瀬戸内市次世代育成支援対策推進協議会・第 2 期瀬戸内市子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査について |
| 平成 31 年 (令和元年) | | |
| 1月 | | 第2期瀬戸内市子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査 の実施 |
| 3月 | 27日 | 平成 30 年度 第 3 回瀬戸内市次世代育成支援対策推進協議会・第 2 期瀬戸内市子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ 調査結果の報告 |
| | | 第 2 期瀬戸内市子ども・子育て支援事業計画策定 諮問 |
| 8月 | 22 日 | 令和元年度 第 1 回瀬戸内市次世代育成支援対策推進協議会 ・平成 30 年度瀬戸内市子ども・子育て支援事業 14 項目の 実績について ・第 2 期瀬戸内市子ども・子育て支援事業計画について |
| 11月 | 6∃ | 令和元年度 第2回瀬戸内市次世代育成支援対策推進協議会 ・瀬戸内市子ども・子育て支援事業計画について |
| 12月 | 13 ⊟ | 令和元年度 第3回瀬戸内市次世代育成支援対策推進協議会 ・瀬戸内市子ども・子育て支援事業計画(素案)について |
| 令和2年 | | |
| 1月 | | パブリックコメントの実施(1月20日~2月10日) |
| 3月 | 26 ⊟ | 令和元年度 第4回瀬戸内市次世代育成支援対策推進協議会第2期瀬戸内市子ども・子育て支援事業計画(案) 答申 |

第2期 瀬戸内市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行:瀬戸内市

編集: 瀬戸内市役所 保健福祉部 子育て支援課 〒701-4264 岡山県瀬戸内市長船町土師 277-4 TEL 0869-26-5946 FAX 0869-26-8002